

8月定例教育委員会会議録

- 1 日程 平成 29 年 8 月 25 日（金）
- 2 場所 市役所 3 階 会議室 305
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - 前回教育委員会会議録の承認について
 - 教育長の報告について
 - (1) 議決事項
 - 議案第 13 号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について
・・・資料 1（教育総務課）
 - 議案第 14 号 「藤井寺市スポーツ推進基本計画」の策定について
・・・資料 2（スポーツ振興課）
 - (2) 報告事項
 - 報告第 34 号 教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料 3（教育総務課）
 - 報告第 35 号 藤井寺市立図書館雑誌スポンサー制度の実施について
・・・資料 4（図書館）
- 4 出席者

委員長	藤本 英生
委員長職務代理者	杉本 優子
委員	糸野 聡史
委員	福村 尚子
教育長	多田 実
- 5 事務局出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育部副理事兼図書館長、教育総務課長、学校教育課長、文化財保護課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、
- 6 書記 教育総務課主事補

午前 10 時 00 分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育総務課長

会議に先立ちまして、本日の傍聴者の報告をさせていただきます。藤井寺市教育委員会会議規則に基づき、傍聴希望者を募集しましたが、本日は希望者はおられませんでした。それでは、藤本委員長よろしく願いいたします。

○委員長

みなさん、おはようございます。それでは、定例教育委員会会議を始めます。

最近は短時間で非常に強い雨が降ったり、雷が続いたりとおかしな天候が続いていますし、0-157 や熱中症などの話題が盛んに新聞などでも言われております。8月も末になり、夏休みの大半が終わりましたが、事務局から特に報告もなかったのも、本市の子どもたちは無事に夏休みを過ごせたのかなと思っています。他市では、すでに2学期が始まっているところもあると聞いていますが、本市では9月から2学期ですね。夏休みも残り少ないということで、気持ちを引き締めていきたいと思っています。

本日の会議録の署名委員は、桑野委員にお願いします。また、前回の会議録をご覧いただいていると思いますが、みなさんご承認いただけますか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

それでは、教育長から報告をお願いします。

○教育長

改めまして、おはようございます。

今、委員長のお言葉にもございましたが、夏季休業も残すところあと僅かとなりましたが、現在のところ、学校園からは、特に、事件・事故等の報告はございません。8月18日午後5時過ぎに、柏原市の大和川で中学生の水難事故が発生する新聞報道がありましたが、本市の中学生ではありませんでした。

本日の報告ですが、現在、大阪府都市教育長協議会の大阪府教育委員会並びに文部科学省への要望事項について協議しております。その中から、指導部門に関する主な要望事項について簡潔に報告させていただきます。

先ず、大阪府教育委員会への要望でございますが、1点目、義務教育の充実に関する事項でございます。

- ・35人学級の拡充を国に働きかけること
 - ・スクールカウンセラーの全中学校への配置の継続と小学校へも配置すること
 - ・少人数指導、習熟度別指導の更なる充実のための教員配置及び国への要請を行うこと
 - ・市町村教員研修事業費等の助成を復活すること
 - ・学校事務職員を複数配置すること
 - ・外国人英語指導助手の配置並びに小学校外国語活動の充実のための施策に対する助成措置を講ずること。
 - ・学校図書館の充実に向け、図書整備費補助金の創設を国に働きかけること
- 等でございます。

2点目、支援教育の充実に関する事項でございます。

- ・重度重複障がいや医療的ケアが必要な児童生徒への対応として学級編制基準の引き下げを国に働きかけること
- ・支援学級の実態に応じ、加配教員を配置すること

- ・支援学級に配置する機能訓練士や介助員等を府費により配置すること
- ・医療行為を必要とする児童生徒への対応のため、看護師配置に対する補助の増額、並びに幼稚園児も対象を広げること。

次に、文部科学省への要望でございます。義務教育の充実に関する事項ですが、

- ・教科書無償給与制度を堅持すること
 - ・教材費国庫負担金を復活すること
 - ・特別支援教育施設整備費等補助金を復活すること
 - ・少人数指導及び習熟度別指導の更なる充実に向けて教員配置を拡充すること
 - ・ICT 機器等の導入、更新費用、運営経費に対し財政措置の更なる充実を図ること
 - ・医療行為を必要とする児童生徒に対応するための制度を確立すること及び医療職の配置費用の国庫負担等の措置を早急に講じること
 - ・支援学級在籍児童生徒が、通常学級とともに学ぶ機会を充実させるため通常学級の定数改善を図ること
 - ・学校図書館への専任司書教諭または学校司書を配置すること
 - ・学校図書館資料の充実を図るため「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき国庫補助制度を創設すること
 - ・学校事務職員を複数配置すること
- などでございます。以上、報告とさせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。

本日の議題は、議決事項が 2 件、報告事項が 2 件となっています。それでは、議案第 13 号藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について、教育総務課をお願いします。

○教育総務課長

それでは、藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について、ご説明申し上げます。資料 1 をお願いします。

予算執行に関する権限については、本来、市長の職務権限と定められておりますが、これまで教育長等に補助執行させるという形で、事務を行ってまいりました。しかしながら、平成 27 年 4 月 1 日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、新教育委員会制度の教育長は、教育長という職そのものが教育委員会の構成員となることから、これまでのように、市長の権限に属する事務の一部を補助執行させることができなくなります。そのため、『藤井寺市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則』の一部が改正されるのにあわせ、『藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程』の一部を改正しようとするものです。この改正につきましては、本市で新教育委員会制度がはじまる平成 29 年 9 月 22 日に合わせて施行しようとするものです。

資料 1 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部
改正について資料に基づき説明する。

○委員長

質問などありましたら、お願いします。

よろしいですか。質問が無いようですので、議決をとりたいと思います。承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

それでは、次の議案に移ります。議案第14号『藤井寺市スポーツ推進基本計画』の策定について、スポーツ振興課長をお願いします。

○スポーツ振興課長

スポーツ振興課より『藤井寺市スポーツ推進基本計画』の策定について説明させていただきます。

A4 横両面刷りの資料2-①及びホッチキス止めした「(案)藤井寺市スポーツ推進基本計画」と記載されました資料2-②をご覧ください。

まず、初めに資料の訂正をお願いします。資料2-②の表紙の下段に記載されております「平成29年7月」という箇所を「平成29年8月」に訂正いただきますようお願いいたします。

それでは、資料2-①及び資料2-②に基づきまして順次説明させていただきます。

まず、初めにA4横両面刷りでの右隅上に「資料2-①」と記載された面の方をご覧ください。

こちらの面に記載させていただいておりますのが、5月の定例教育委員会会議の場でも報告させていただきましたように7月3日から7月31日の期間において実施させていただきました「藤井寺市スポーツ推進基本計画(案)」に対するパブリックコメントに関しての実施結果でございます。ご覧いただいているとおり、2件の意見がございました。

1件目の意見でございますが、資料2-②の5ページをご覧ください。5ページから6ページにかけて記載しております「(2)生涯スポーツについて」の中の6ページの写真のすぐ上の2行の「今後も生涯スポーツの推進を継続し、市民が楽しく、気持ちよくスポーツに親しめるような体制を整えていくことが重要となってきています。」という内容に関連していただいたご意見でございます。「盆踊り(河内音頭)の講習をしてほしい」というご意見に対しまして、「市の考え方(案)」の欄に記載させていただいておりますように『市では、「市民音頭講習会」を、藤井寺市民音頭普及会へ委託し実施しています。講習会では、藤井寺市民音頭のほか、河内音頭、江州音頭、炭坑節などの練習も行っています。参加費は無料で、予約も不要です。会場は主にパープルホールで、詳細は広報ふじいでらでお知らせしています。』と回答させていただこうと思っております。

次に2件目の意見でございますが、ご覧いただいているとおり、50m走をはじめとする各種の競技の記録計測を行ってほしいとのご意見でございます。このご意見に対しましては、「市の考え方(案)」の欄に記載させていただいておりますように、『「Fujiりんぴっく」、「体力・運動能力テスト」及び「藤井寺市民マラソン大会」といった既存の事業を紹介させていただいた上で、年間を通じての施設の

使用稼働率及び他の事業との関係上、ご要望されているような 50m 走などの記録会をほぼ毎日実施するということはできない旨をお伝えする一方、先の既存事業などを活用しながら 100m 走などの記録計測も併せて実施できないかを今後、調査・研究していく。』と回答させていただこうと思っております。

続きまして、資料 2-①の裏面をご覧ください。こちらの方は、パブリックコメント実施後に本定例教育委員会会議に臨む際に、内容を精査するにあたって、必要に応じて、関係各課にも改めて意見をもとめ、今一度、精査させていただいた結果、5月の定例教育委員会会議の場で報告させていただきました「藤井寺市スポーツ推進基本計画（案）」の内容から修正させていただいた内容の一覧表でございます。

まず、1 点目ですが、資料 2-②の 2 ページの「3. 計画の期間」という項目も併せてご覧ください。1 行目の「計画の期間は」で始まるくだりの箇所ですが、修正前は「計画の期間は、市の第五次総合計画及び・・・」と記載しておりましたが、3 ページ目の表には「第五次藤井寺市総合計画」と記載されているために 2 ページ目の当該箇所をご覧のように「計画の期間は、第五次藤井寺市総合計画及び・・・」と修正させていただきました。

次に 2 点目ですが、資料 2-②の 6 ページの「(3) スポーツ施設について」という項目も併せてご覧ください。下から 2 行目の「しかしながら近年」で始まるくだりの箇所ですが、修正前は「しかしながら近年、経年劣化による老朽化した設備や・・・」と記載しておりましたが、「経年劣化による」ということばと「老朽化」ということばが意味合的に重複しているために「経年劣化による」ということばを削除し、ご覧のように「しかしながら近年、老朽化した設備や・・・」と修正させていただきました。

最後に 3 点目ですが、資料 2-②の 15 ページの「施策 6：スポーツ施設の整備と充実」という項目も併せてご覧ください。委員の皆様もご存知のように「藤井寺市公共施設再編基本計画」が今年の 3 月に策定されました。

修正内容に記載させていただいておりますように本再編基本計画に関しましては、「藤井寺市スポーツ推進基本計画（案）」に対するパブリックコメント実施時には、本スポーツ推進基本計画（案）では触れておりませんでした。本再編基本計画に関して本スポーツ推進基本計画（案）との関連性を今一度考えると、本再編基本計画の掲げている内容が、今後の市全体に対して検討すべき方針であることが示されたことを受け、本スポーツ推進基本計画（案）との関連性などに関して、現段階で一部ふれておくことが必要と考え、資料 2-②の 15 ページの下段の※印に記載させていただいている内容を追記させていただきました。

なお、修正内容の 3 行目の末尾から記載させていただいておりますように将来的にこの再編基本計画内容が具体化され、スポーツ推進基本計画の内容の見直しが必要と判断された段階で、改めて記載内容を見直そうと考えております。

以上の 3 点が修正項目でございます。

以上で議案第 14 号『藤井寺市スポーツ推進基本計画』の策定についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご承認くださるようお願い申し上げます。

資料 2 「藤井寺市スポーツ推進基本計画」の策定について
資料に基づき説明する。

○委員長

それでは質疑に移りたいと思います。まず、私から質問ですが、資料 2-②の（案）藤井寺市スポーツ推進基本計画の 3 ページの「4. 計画の評価と検証」の項目で、策定後の事業実施状況や効果について評価・検証を行うと記載されておりますが、その評価・検証の手法についてはどのようにお考えでしょうか。

○スポーツ振興課長

数値目標等の設定に馴染まないものもあるので、本基本計画の評価と検証方法に関しましては、他の計画の評価と検証の手法なども参考に、今後検討していく予定です。

○委員

パブリックコメントの段階で修正内容の 3 点目の項目が触れられていなかった理由をお聞かせ願えますか。

○スポーツ振興課長

先ほど説明させていただきましたように、公共施設再編基本計画の掲げている内容が今後の市全体に対して検討すべき方針を示している重要な計画であることは、理解しておりますが、個別施設の再編の方向性を示しているにとどまっており、あくまで決定事項ではなく、今年度以降詳細な調査検討が必要になるといった段階でありますので、今年度以降詳細な調査検討結果が一定、示された段階で、調査検討結果を踏まえた内容をスポーツ推進基本計画に反映させるとの考えによるものです。

○委員長職務代理

このスポーツ推進基本計画を策定された後の展開についてはどのようにお考えでしょうか。

○スポーツ振興課長

本推進基本計画案では、スポーツ推進施策として、ご覧のように 9 つの施策を挙げておりますが、その内容が多岐にわたっており、いわゆる「ヒト、モノ、カネ」といった事情を考慮し、例えば、短期、中期、長期といった各スパンごとに実現可能な施策を今後、関係部署とも協議、連携の下で検討し、その検討結果に基づき、具体的な施策の実現に努めてまいりたいと考えております。

○委員

資料 2-①のパブリックコメント実施結果での 2 件目のご意見に対する市の考え方案では「ご要望に答えることはできませんが、既存の事業を活用しながら、100m 走などの計測も実施できるかを今後、調査・研究していきます。」と述べられていますが、現段階でもう少し具体的なお考えがありましたら、お聞かせ願えますか。

○スポーツ振興課長

実施種目、参加者、準備資器材及び開催場所など既存事業ごとにそれぞれの特色

があり、その特色を出来る限り活かした中で、ご要望されているような 100m 走などの計測が実現可能な既存事業の有無、実施可能な種目及びその事業の運営方法などについて調査・研究していきたいと考えております。

○委員長

他にご質問等ございませんか。それでは、議決をとりたいと思います。議案第 14 号『藤井寺市スポーツ推進基本計画』の策定について、承認いただけますか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○委員長

ありがとうございます。

それでは、報告案件に移ります。報告第 34 号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長お願いします。

○教育総務課長

平成 29 年 7 月に使用承認の専決処理をした事業ですが、大阪府公立小中学校生活指導研究協議会研究発表大会他 1 件でございました。

以上、藤井寺市教育委員会の後援名義等に関する規程第 3 条第 2 項に基づき報告させていただきます。

資料 3 教育委員会の後援名義等使用について(報告)
に基づいて説明する。

○委員長

今の報告について、何かご質問等ございませんか。

無いようでしたら、本日の最後の案件に移ります。報告第 35 号 藤井寺市立図書館雑誌スポーツ制度の実施について、図書館長お願いします。

○図書館長

報告第 35 号、雑誌スポンサー制度の実施について、説明いたします。資料 4 をご覧ください。

雑誌スポンサー制度とは、民間企業等に、図書館の雑誌の購入費用を負担していただき、図書館がその雑誌に企業等の名称、広告を表示する制度でございます。図書館の雑誌を広告媒体として利用してもらうことにより、民間企業等の事業活動を促進するとともに、新たな財源の確保により図書館の受入雑誌数を増加させ、市民サービスを向上させることを目的とします。

その制度の概要についてですが、図書館が指定する雑誌の中から、広告を表示したい雑誌を選んでいただき、その雑誌の購入費用を負担していただきます。そして、その雑誌に、資料 4 の裏面の図にありますように、表紙にスポンサー名を印刷したシールを貼るとともに、裏表紙には、透明ファイルに広告用紙を入れたものを貼付し、利用者がその雑誌をご覧になると、広告も見ることになるようにするものでご

ざいます。広告は、申込みがあった年度内に発行されたものに表示します。
募集開始は平成 29 年 9 月 1 日からを予定しております。
以上でございます。

○委員長

それでは、この報告案件について、私から質問させていただきます。

この制度によって、より多くの雑誌を図書館で読むことができるようになれば、市民にとって、うれしいことだと思います。ところで、近隣市では、どれくらいの種類の雑誌にスポンサーが付いていますか。

○図書館長

現在実施している南河内地域の他市の状況を見ますと、羽曳野市で 14 誌、河内長野市で 11 誌、富田林市で 3 誌にスポンサーがついています。

本市で、応募が何件あるかは募集を開始してみないとわからないのですが、より多くのスポンサーに応募していただけるよう PR に努めたいと考えています。

○委員長

わかりました。他にご質問はありませんか。

○委員

スポンサーにとって、応募するにあたっては、どのくらいの費用なのかというのは気になると思いますが、一誌あたりどのくらいなのか。

○図書館長

どのくらい費用が必要かは、雑誌の種類、発行頻度によって異なりますが、年間で 7,000 円から 13,000 円くらいのもので多いため、応募していただけるスポンサーがあるものと考えます。

資料 4 雑誌スポンサー制度について
資料に基づき説明する。

○委員長

雑誌スポンサー制度については、他に質問はよろしいでしょうか。

それでは、報告事項はこれで終わります。本日の案件は以上ですが、他に連絡事項があれば、お願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の定例教育委員会会議を以上で終わります。ありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午前 10 時 20 分